

石岡駅東広場（鹿島鉄道跡地）広告看板掲載要項

（目的）

第1条 この要項は、駅東広場（鹿島鉄道跡地）（以下「駅東広場」という。）に、株式会社まち未来いしおか（以下「まち未来いしおか」という。）が、石岡市の情報発信と地元企業のPRのため設置する広告看板の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の期間）

第2条 広告掲載の期間は、駅東広場の利用計画が策定され、事業が開始されるまでの期間とする。

- 2 広告は1年単位で設置するものとする。
- 3 事業が開始されることに伴い期間が1年未満になる場合はその都度協議を行う。

（設置場所）

第3条 広告看板は、駅東広場の石岡駅ホーム側に設置する。

（広告の大きさ）

第4条 広告1枠の大きさは、幅1.8メートル、高さ1.8メートルとする。

（協賛金）

第5条 広告1枠に対して、月額20,000円で12か月分を協賛金とする。

（広告掲載の基準）

第6条 広告掲載は、別表に定める広告掲載基準を満たすものでなければならない。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載をしようとする者は、駅東広場広告看板掲載申込書により、まち未来いしおかに申し込まなければならない。

（掲載者の責任等）

第8条 広告の内容に係る一切の責任は、広告掲載を認められた者（以下「掲載者」という。）が負うものとする。

- 2 広告の原稿の作成は掲載者が行う。
- 3 広告の表示及び撤去に要する経費は、まち未来いしおかの負担とする。
- 4 掲載者は、広告の不備による他への損害が生じないようにこれを適正に管理しなければならない。
- 5 広告が破損した場合におけるその修復に要する経費は、当該破損がまち未来いしおかの責めによるときを除き、掲載者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第9条 まち未来いしおかは、広告掲載を認められた広告又は掲載者が次のいずれかに該当したときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載基準に反することが判明したとき。
- (2) 指定する期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告掲載に係る料金を納付しなかったとき。
- (4) その他広告掲載がまち未来いしおかの運営に支障があると認められるとき。

(広告掲載に係る料金の返還)

第10条 まち未来いしおかは、掲載者の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、広告掲載に係る既納の料金の全部又は一部を掲載者に返還することができる。

(免責)

第11条 第6条の規定による広告掲載の取消し又は災害等の不可抗力による市の責めによらない原因によって掲載者が受けた損害については、まち未来いしおかはその賠償責任を負わないものとする。

(補足)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、まち未来いしおかが別に定める。

広告掲載基準

原則的基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないものであるとともに、広告媒体の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なわないよう十分に配慮されたものでなければならない。 2 地域の特性に配慮するとともに広告媒体又は広告媒体の周辺的美観を損ねるものであってはならない。 3 屋外の広告掲載にあつては、交通の安全を阻害するものであってはならない。
業種別禁止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる業種又は事業者による広告掲載は、行つてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業 (2) 風俗営業に類似する業種 (3) 消費者金融業者 (4) ギャンブルに係る業種 (5) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者 (6) 市の市町村税、使用料、負担金等を滞納している事業者（法人にあつてはその代表者を含む。） (7) その他市長が不適切と認める業種又は事業者
個別禁止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる社会的に不適切な広告掲載は、行つてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの (2) 公の秩序若しくは善良の良俗に反し、又は反するおそれのあるもの (3) 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれのあるもの (4) 政治又は宗教に関するもの (5) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの又は単に意見を表明する内容のもの (6) その他社会的に不適切と認められるもの 2 次に掲げる青少年の保護及び健全育成の観点から不適切な広告掲載は、行つてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力、犯罪等を助長するおそれのあるもの (2) 残酷又はわいせつな印象を与えるもの (3) 水着姿、裸体姿等で広告等の内容に無関係で必然性のないもの (4) その他青少年の育成に有害であると認められるもの 3 次に掲げる消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から不適切な広告掲載は、行つてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 虚偽若しくは誇大な内容のもの又は誤認を招くおそれのあるもの (2) 内容に係る責任の所在が不明確なもの (3) 著しく射幸心をあおる表現のもの (4) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの (5) その他消費者保護のため不適切と認めるもの 4 次に掲げる広告媒体又は広告媒体周辺的美観を損なうおそれのある広告掲載は、行つてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原色又は彩度の高い色を広範囲に用いる等彩色によって過度に強調しようとするもの (2) 広告媒体又は広告媒体の周辺と著しく不調和であつて、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの (3) 意味が不明な内容又は稚拙なデザインのもの

駅東広場広告看板掲載申込書

令和元年 月 日

株式会社まち未来いしおか
代表取締役 高木 祐治 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

F A X

U R L

Eメール

担当者名

駅東広場広告看板掲載について、広告の原案を添えて次のとおり申し込みます。

広告の掲載場所	駅東広場（鹿島鉄道跡地） 石岡駅ホーム側
広告掲載の期間	令和元年9月から 令和2年8月まで
備 考	